

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 内部通報制度（第3条—第11条）
- 第3章 外部労働者通報制度（第12条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、内部通報及び外部労働者通報を適切に処理するための基本的事項を定めることにより、市としてとるべき措置の確立、公益通報をする者の保護、不正防止の自浄作用の向上及び事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 市長等 市長及び教育委員会その他の行政委員会の任命権者をいう。
- (2) 職員 次に掲げる者をいう。
 - ア 市長等の事務部局の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員
 - イ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員
 - ウ ア又はイであった者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの
- (3) その他関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長等の所管の公の施設の指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者
 - ウ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者
 - エ アからウまでのいずれかであった者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの
- (4) 内部通報 市の事務又は事業に関して、法令（条例、規則その他の定めを含む。以下同じ。）に違反する行為、適正な職務執行を妨げる行為その他通報により是正し、又は防止すべき行為（以下「内部通報対象行為」という。）を通報することをいう。
- (5) 内部通報者 職員及びその他関係者であって、内部通報を行うものをいう。

- (6) 内部相談 内部通報対象行為を相談することをいう。
- (7) 内部相談者 職員及びその他関係者であって、内部相談を行うものをいう。
- (8) 外部労働者通報 法第2条第1項の公益通報であって、同条第3項に規定する通報対象事実(本市が処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。)をする権限を有するものに限る。)が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由があるもの(以下「外部労働者通報対象行為」という。)を市に通報することをいう。
- (9) 外部労働者通報者 職員及びその他関係者以外の法第2条第1項各号に掲げる者であって、本市に外部労働者通報を行うものをいう。
- (10) 外部労働者相談 外部労働者通報対象行為を相談することをいう。
- (11) 外部労働者相談者 職員及びその他関係者以外の法第2条第1項各号に掲げる者であって、外部労働者相談を行うものをいう。

第2章 内部通報制度

(通報及び相談)

第3条 職員及びその他関係者は、内部通報対象行為があると思料するときは、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に対し、電話、文書の送付、面談その他適切な方法により、その旨を通報し、又は相談することができる。

(内部通報者の責務)

第4条 内部通報者は、客観的かつ具体的な根拠を示して通報を行うときを除き、実名により内部通報を行わなければならない。

- 2 内部通報者は、内部通報を行うに当たっては、自己の利益を不当に得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で内部通報(以下「違反通報」という。)してはならない。

(調査の実施)

第5条 総務課長は、内部通報を受けたときは、当該内部通報について調査を行うかどうかを速やかに決定し、調査を行うときはその旨を、調査を行わないときはその旨及び理由を内部通報者に通知しなければならない。

- 2 前項の調査の実施に当たっては、内部通報者の氏名その他の個人情報漏洩しないように十分に配慮するとともに、その関係者の利益が侵害されることのないよう務めなければならない。

(法令顧問)

第6条 内部通報制度の客観的な運営を保障するため、法令顧問を置くことができる。

- 2 法令顧問は、弁護士資格を有する者又は本市の事務若しくは事業に関して高度な知識及び経験を有すると認める者のうちから、市長が選任する。

- 3 法令顧問は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(是正措置等)

第7条 総務課長は、第5条第1項の調査の結果に基づき、内部通報対象行為が明らかにな

ったときは、速やかに更正措置及び再発防止策その他必要な措置（以下「更正措置等」という。）を講ずるとともに、関係部局の職員に対し、必要な更正措置等を講ずるよう要請するものとする。

- 2 総務課長は、更正措置等を講じたときは、その内容を内部通報者（実名によるものに限る。）に通知するものとする。

（関係部局の責務）

第8条 関係部局の職員は、第5条第1項の調査に協力するとともに、その調査の結果に基づき、総務課長が要請する必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

（公表）

第9条 市長は、内部通報に関し必要と認める事項を適宜公表するものとする。

（実効性評価）

第10条 総務課長は、内部通報の処理が終了した後、是正措置等が当該機関において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うものとする。

（内部通報者の保護）

第11条 内部通報者又は内部相談者は、違反通報である場合を除き、通報し、又は相談したことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 内部通報又は内部相談を行ったことにより不当に不利益な取扱いを受けた内部通報者又は内部相談者は、総務課長に対し、その是正を図るための措置をとるよう申し出ることができる。この場合において、総務課長は、速やかに当該申出に係る調査を行わなければならない。
- 3 総務課長は、前項の調査の結果、不利益な取扱いを確認したときは、必要な措置を講ずるとともに、調査の結果及び講じた措置について、当該申出を行った者に通知するものとする。
- 4 前2項の規定は、違反通報により職員が不利益な取扱いを受けた場合にも適用するものとする。この場合における措置は、当該職員に対する現状回復又は改善に関するものとする。

第3章 外部労働者通報制度

（通報及び相談の受付）

第12条 外部労働者通報及び外部労働者相談の受付は、当該外部労働者通報及び外部労働者相談に係る外部労働者通報対象行為についての事務を所管する各所属（以下「通報処理担当課」という。）とする。ただし、公益通報制度全般に係る相談については、総務課長において受け付けるものとする。

- 2 通報処理担当課及び総務課長は、電話、文書の送付、面談その他適切な方法により、外部労働者通報（実名によるものに限る。）及び外部労働者相談を受けるものとする。
- 3 通報処理担当課は、外部労働者通報を受け付けるときは、外部労働者通報者の氏名、連絡先、通報内容その他必要な情報について確認するものとする。
- 4 外部労働者通報を受け付けた通報処理担当課は、これを法に基づく公益通報として受理

したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、外部労働者通報者に通知するものとする。

- 5 外部労働者通報又は外部労働者相談を当該外部労働者通報に係る事務を所管していない所属において受け付けたときは、当該所属は、通報処理担当課又は権限を有する本市以外の行政機関を、外部労働者通報者又は外部労働者相談者に教示しなければならない。

(調査の実施)

第13条 外部労働者通報を受理した後は、通報処理担当課において必要な調査を行うものとする。

- 2 通報処理担当課は、前項の調査の実施に当たっては、外部労働者通報者の秘密を守るため、外部労働者通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、その利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシー等にも配慮しなければならない。

(措置の実施)

第14条 通報処理担当課は、前条第1項の調査の結果に基づき、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報処理担当課は、前条第1項の調査の結果及び講じた措置について、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮のうえ、外部労働者通報者に通知するものとする。

(是正の申出)

第15条 通報処理担当課が、正当な理由なく調査を行わないとき、又は措置を講じないときは、当該外部労働者通報者は、総務課長に対しその是正を申し出ることができる。

- 2 総務課長は前項の申出を受けたときは、通報処理担当課に対し事実確認を行い、必要があると認めるときは、調査又は措置の実施を要請するとともに、事実確認の結果及び行った要請について、当該申出を行った者に通知するものとする。

(総務課長への報告)

第16条 通報処理担当課は、外部労働者通報を受理したときは、第13条第1項の調査の結果及び講じた措置について、外部労働者通報者に通知したときは、総務課長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、外部労働者通報者通報受付票及び外部労働者通報者に通知したものの写しにより行うものとする。

(職員の責務)

第17条 通報処理担当課の所属長又はこれに準ずる者は、公益通報の処理に関する責任者として、この告示を適切に運用しなければならない。

- 2 本市の職員は、通報処理担当課の調査に協力するとともに、法に基づく公益通報について、本市以外の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

3 職員は、自らが関係する公益通報の事案の処理に関与してはならない。

- 4 職務上、公益通報の情報を知り得た職員は、その秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第42号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する場合においては、第2条の規定による改正後の南房総市公益通報の取扱いに関する要綱の規定は適用せず、改正前の南房総市公益通報の取扱いに関する要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月19日告示第27号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月16日告示第17号)

この告示は、公示の日から施行する。